



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月26日火曜日 第1342号外3

◇ 目 次 ◇

監査公表

監査結果に基づく措置の公表（3件）..... 1

監査公表

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年3月26日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
同 達川 光 作
同 横田 弘 之
同 井上 和 久

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
吉 田 高 等 学 校	平成13年4月13日
（監査の結果） 給水管工事の完成検査に留意を要するものが認められた。	
（措置の内容） 吉田高等学校第三教棟給水管工事は、平成13年2月16日の監査事務局職員による予備監査時点において、保温工事が未施工であった。未施工部分は、平成13年2月17日着工、同月21日に完成した。 今後、工事監督員、工事完成検査員とともにその職務を完遂するようにする。	

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年3月26日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
同 達川 光 作
同 横田 弘 之
同 井上 和 久

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 児 童 相 談 所	平成13年5月10日
（監査の結果） 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。	
（措置の内容） 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして適期収入に努めま	

した。

また、滞納となったものについては、督促状、催告状の送付、電話や担当者との家庭訪問等による納入指導に努めました。

その結果、平成14年1月31日現在における平成13年度調定額38,740,120円のうち28,064,160円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年3月26日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
同 達川 光 作
同 横田 弘 之
同 井上 和 久

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成13年10月10日
（監査の結果） 住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。	
（措置の内容） 住宅貸付損害金の滞納者に対しては、戸別訪問等により未収金の回収に積極的に努力した。平成13年度においても、引き続き鋭意努力しているところである。また、滞納者のうち行方不明の者については、引き続き追跡調査を行い、収入の確保に努めることとしている。	

